

個人住民税（町・道民税） の納期が変わります

所得税からの税源移譲による住民税の税率変更や、扶養控除の一部廃止等による負担増に対応するため、これまでの納付回数3期を5期に増やし、1納期当りの納税負担を軽減するよう町・道民税（普通徴収分）の納期を変更しました。

※この納付回数は、南富良野町独自の納期です。

昨年度まで（変更前）		平成24年度から（変更後）	
期別	納入期限	期別	納入期限
第1期	7月31日まで	第1期	7月31日まで
第2期	10月31日まで	第2期	8月31日まで
第3期	12月31日まで	第3期	10月31日まで
		第4期	12月31日まで
		第5期	2月28日まで

※年税額は変わりません。

※納期の変更は普通徴収（納付書又は口座振替でお支払）分のみです。口座振替の方は、各納期限の日に振替いたします。

※給与・年金特別徴収者（給与・年金から天引の方）は変更ありません。

○平成24年度 町税全体の納入期限

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町道民税				第1期	第2期		第3期		第4期		第5期	
固定資産税		第1期	第2期			第3期		第4期				
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期		
軽自動車税		全期										

町長就任のごあいさつ

南富良野町長 池部 彰



この度の任期満了に伴う南富良野町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ多くの方々から温かい支援を賜り当選の栄に浴し、4期目の町政を担わせていただくことになりました。

今、責任の重大さを痛感すると共に、誠心誠意その負託に応えてまいりたいと決意を新たにしております。議員各位をはじめ、町民皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。

私は、平成12年に初当選して以来今日まで、3期12年間にわたり多くの町民の皆様を支えられ、ご意見やご指導をいただきながら、「町民参加のまちづくり」「行動する行政」を基本姿勢に掲げ、町民皆様の暮らしの視点から物事を考え、様々な仕事に取り組みさせていただき、町の振興発展のために一身を捧げてまいりました。

今日の社会情勢は、社会生活における不安が増大する一方ではありますが、町民の皆様が安心してこの町に住み続けていただくために、皆様からいただいた「まちづくり」の数多くの意見や提言について謙虚に受けとめさせていただき、「困難な課題でも、小さな



△5月1日 4期目初登庁する池部町長

町だからこそできる解決手段が必ずある」を信念に、町民皆様からお寄せいただきました信頼と期待に応えるべく、これからのまちづくりに渾身の努力を傾注してまいります。

何卒、町民皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。